

- ✓ 学校法人のガバナンスについては、経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）に基づいて、令和2年1月に「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」が設けられ、議論の取りまとめが令和3年3月に公表された。
- ✓ このたび、経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、「学校法人ガバナンス改革会議」を設けて検討を行い、制度改正に向けた抜本改革案の全体像を年内に取りまとめて、大臣に報告する。

検討事項

1. 新法人制度の改革案

- **社会福祉法人や公益法人と同等のガバナンス機能を発揮する機関設計の在り方**
 - ・ 評議員会のチェック・監督機能
 - ・ 評議員の規律
 - ・ 理事会のモニタリング機能
 - ・ 監事のけん制機能・独立性
 - ・ 会計監査人・内部統制システム
- **その他社会福祉法人や公益法人と同等のガバナンス機能を発揮するための見直し**
 - ・ 理事・監事・評議員の任期・資格要件
 - ・ 評議員会議決事項の理事会への委任の無効
 - ・ 理事に委任できない理事会決定事項
 - ・ 監事の報告義務の拡大 など

2. 規模等に応じた取扱い

- **会計監査人、内部統制システム等の義務付けや代替措置の在り方**
 - ・ 事業規模（負債、収益、基本金、学生生徒数、従業員数など）
 - ・ 事業区域（学校・サテライト施設・事務所など）
 - ・ 公費（私学助成、修学支援新制度、子ども・子育て支援新制度など）・税制優遇
- **簡素化する事項の整理**
 - ・ 理事・評議員の定数、計算書類の種類 など
- **財務書類の一般閲覧・公表**（都道府県所轄法人）
- **個人立幼稚園に対する規律**

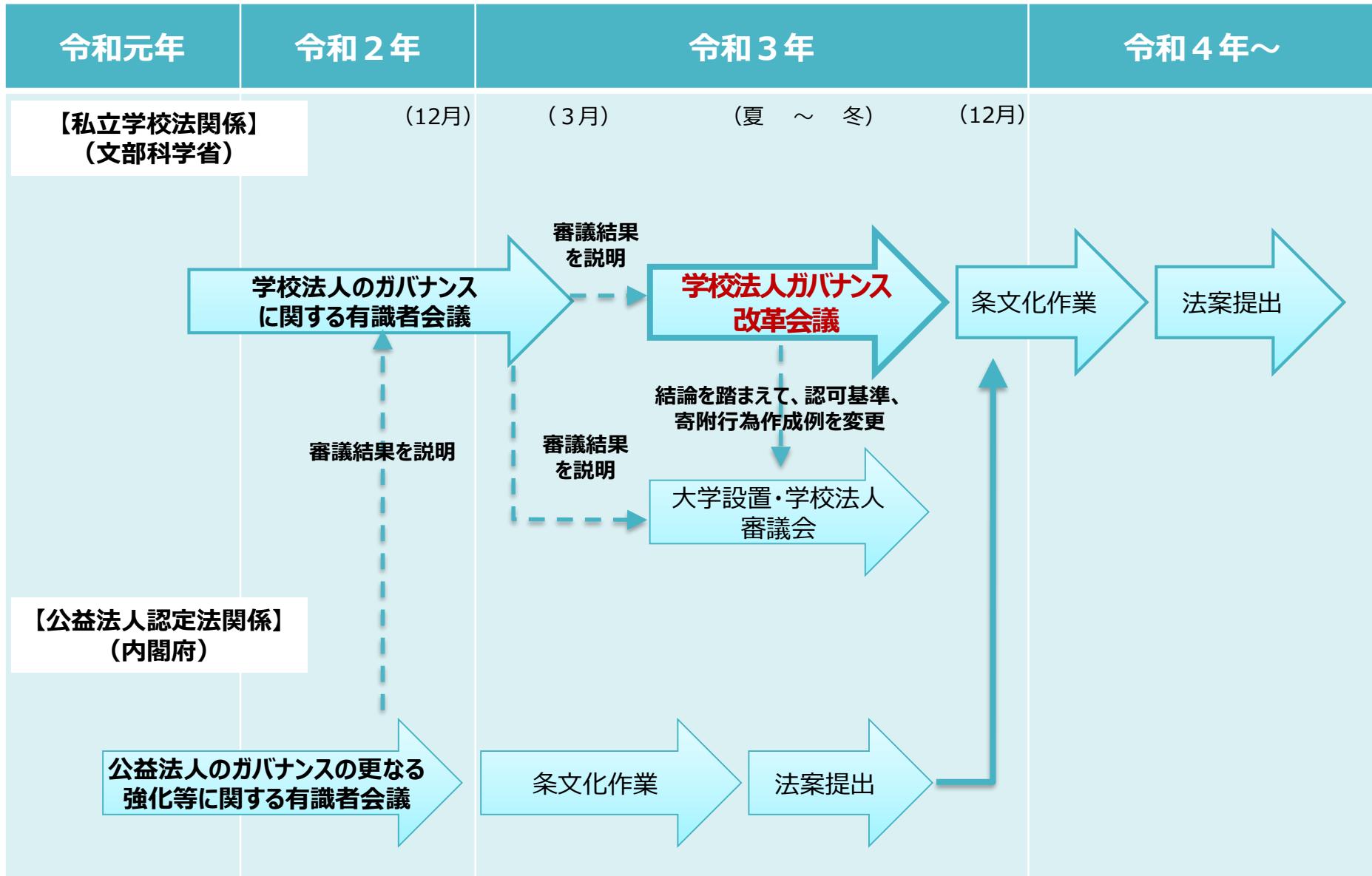
3. 「ガバナンス・コード」の抜本改革（年内に1・2の結論を得た後に検討）

- コンプライ・オア・エクスプレイン方式への移行
- コーポレートガバナンス・コード改訂を踏まえた対応
- 事業報告書を通じたガバナンス情報の開示
- 団体の取組・法人の好事例のフォローアップ

委員一覧

座長	増田 宏一	日本公認会計士協会相談役
	安西 祐一郎	独立行政法人日本学術振興会顧問、学術情報分析センター所長
	石井 尚子	桜通り法律事務所弁護士
	岡田 譲治	公益社団法人日本監査役協会最高顧問
	久保利 英明	日比谷パーク法律事務所代表弁護士
	酒井 邦彦	TMI総合法律事務所顧問弁護士
	戸張 実	日本公認会計士協会常務理事、戸張会計事務所所長
	西村 万里子	明治学院大学法学部教授
	野村 修也	中央大学法科大学院教授
	八田 進二	大原大学院大学教授
	松本 美奈	ジャーナリスト、一般社団法人Qラボ代表理事
	本山 和夫	学校法人東京理科大学会長

今後のスケジュール



学校法人ガバナンス改革会議の審議予定（法人制度改革関係）

令和3年

7月 19日 (10:00～12:00)	第1回	学校法人のガバナンスについて
8月 6日 (10:00～12:00)	第2回	学校法人のガバナンスについて
23日 (15:00～17:00)	第3回	学校法人のガバナンスについて
9月 9日 (10:00～12:00)	第4回	学校法人のガバナンスについて ヒアリング・意見交換
22日 (10:00～12:00)	第5回	私立学校団体、全国知事会のほか、海外事情等に関する 有識者からの聴取も検討
10月中旬	第6回	会計監査人・内部統制システムについて
11月上旬	第7回	情報開示その他の事項について
下旬	第8回	取りまとめ案について
12月	第9回	取りまとめ

※状況に応じて追加開催

參考資料

学校法人ガバナンス改革に関する要請事項

学校教育法等の一部を改正する法律 附則（令和元年法律第11号）（抄）

（検討）

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

平成31年4月10日
衆議院文部科学委員会

- 七 学校法人における監査の実効性や客觀性を高めるため、理事長又は理事と親族関係にある者の監事への就任を禁止するなど、監事として適切な人材の在り方について検討を行い、必要な措置を講じること。
- 八 学校法人における監事については、理事長・理事に対する第三者性・中立性を確保し、監事の牽制機能が十分に発揮されるよう、その選任の透明性・公平性を担保する必要な措置を講じること。
- 九 学校法人における自律的なガバナンスの改善に資する仕組みを構築するため、理事長の解職に関する規定の追加を検討するなど、社会の変化を踏まえた学校法人制度の在り方について不断の見直しに努めること。また、学校法人の不祥事が繰り返されることのないよう、より実効性のある措置について速やかに検討すること。

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

令和元年5月16日
参議院文教科学委員会

- 七 学校法人における監査の実効性や客觀性を高めるため、理事長・理事と親族関係にある者の監事への就任を禁止するなど、監事として適切な人材の在り方について検討し、必要な措置を講ずること。
- 八 学校法人における監事については、理事長・理事に対する第三者性・中立性を確保し、監事の牽制機能が十分に発揮されるよう、その選任の透明性・公平性を担保する必要な措置を講ずること。
- 九 学校法人における自律的なガバナンスの改善に資する仕組みを構築するため、理事長の解職に関する規定の追加を検討するなど、社会の変化を踏まえた学校法人制度の在り方について不断の見直しに努めること。また、学校法人の不祥事や不正等が繰り返されることのないよう、これらに対する告発が隠蔽されずに適切に聞き入れられる仕組みの構築等、より実効性のある措置について速やかに検討すること。

経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）（抄）

手厚い税制優遇を受ける公益法人としての学校法人に相応しいガバナンスの抜本改革（注）につき、年内に結論を得、法制化を行う。

（注）経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）等を踏まえた社会福祉法人や公益法人と同等のガバナンス機能を発揮するためのガバナンス改革。

経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）（抄）

新公益法人制度の発足から10年が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの在り方等について必要な検討を行う。公益法人としての学校法人制度についても、社会福祉法人制度改革や公益社団・財団法人制度の改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改正のため、速やかに検討を行う。

新経済・財政再生計画改革工程表2020（抄）

令和2年12月18日
令和2年第20回経済財政諮問会議

5 – 7 その他

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
—	—	12. 公益法人のガバナンスの更なる強化 a. 公益法人の更なるガバナンスの強化等（役員や社員・評議員のより一層の機能発揮など）について検討し、必要な対応を行う。 《内閣府公益認定等委員会事務局》	→		
—	—	13. 学校法人制度のガバナンスの更なる強化 a. 公益法人のガバナンスの検討、有識者会議のとりまとめ等を踏まえ、学校法人制度改革に向けた必要な対応を行う。 《文部科学省》	→		

学校法人のガバナンスに関する有識者会議

- 公益法人としての学校法人制度について、令和元年の私立学校法改正や社会福祉法人制度改革、公益社団・財団法人制度の改革を踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改正のための検討を行うため、「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」を開催する。
- 内閣府で開催される「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」における公益社団・財団法人のガバナンス機能の発揮のための制度見直しの検討動向も踏まえる。

経済財政運営と改革の基本方針2019（抄）（令和元年6月21日閣議決定）

新公益法人制度の発足から10年が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの在り方等について必要な検討を行う。公益法人としての学校法人制度についても、社会福祉法人制度改革や公益社団・財団法人制度の改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改正のため、速やかに検討を行う。

審議状況

令和2年
第1回（1月17日）意見交換
第2回（2月28日）・第3回（5月20日） 個別事案の検討、大阪府ヒアリング
第4回（7月17日）主な意見の確認
第5回（8月24日）認証評価について
第6回（10月5日）内閣府ヒアリング
第7回（10月28日）意見交換
第8回（11月19日）大学団体ヒアリング
懇談会（12月10日）海外事情について
令和3年
第9回（1月21日）骨子案の審議
第10回（2月24日）・第11回（3月2日） 取りまとめ案の審議

委員一覧

◎能見 善久	東京大学名誉教授
井原 徹	学校法人白梅学園理事長
岡田 譲治	日本監査役協会前会長・最高顧問
梶川 融	太陽有限責任監査法人代表社員・会長
北城 恒太郎	学校法人国際基督教大学前理事長、日本IBM元会長
酒井 邦彦	TMI総合法律事務所弁護士、元広島高等検察庁検事長
野村 修也	中央大学法科大学院教授
長谷山 彰	慶應義塾長
八田 進二	青山学院大学名誉教授、大原大学院大学教授
両角 亜希子	東京大学大学院教育学研究科准教授

◎：座長

「学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について」【概要】

令和3年3月19日 学校法人のガバナンスに関する有識者会議

基本的な認識

- ガバナンスとは、誠実・高潔で優れたリーダーを選任し、適正かつ効果的に組織目的が達成されるよう活動を監督・管理し、不適切な場合には解任することができる、内部機関の役割や相互関係の総合的な枠組み。法的枠組みに加え、ガバナンス・コードの段階的な充実、各法人の自治の見直し・情報開示を徹底。
- 本まとめは大学を設置する法人の基本的な方向性を提示。制度・運用の詳細や学校種・規模等に応じた簡素な在り方の検討を文部科学省に提言。

評議員会の基本的な職務

- 評議員会は、幅広い議論と法人運営への意見反映の中核的機能を維持する。その上で、チェック・監督機能のさらなる強化のため、役員の選解任を行うとともに、運営の重要事項について議決を行うこととする。
- 一定の重要な事項（中期計画、寄附行為の変更、合併、解散、役員報酬支給基準など）は、評議員会の同意、承認等の議決を要することとする。決算・事業実績は、評議員会が承認の議決を行うこととする。
- 評議員による書類交付請求、解任の訴え、違法行為差止請求等の仕組みを導入する。見直し後の公益財団法人制度も踏まえ、責任追及の在り方を検討する。

役員の選解任の在り方

- 役員の選任は、評議員会が行うこととする。
- 現在の校長理事の制度は維持する。評議員のうちから理事が選任される場合、選任に当たり評議員の辞任を求める。
- 理事会全体の知識・経験・能力バランスや理事のカテゴリーに応じた確保方針、学外者を含む指名委員会の活用など、役員選任議案の理事会提案の透明化の工夫をガバナンス・コードに盛り込む。
- 役員の解任は、評議員会が行い、職務義務違反等の解任事由を定める。校長理事は、理事としての解任を可能とする。

評議員の在り方

- 学校を取り巻く多様なステークホルダーを反映する構成を見直す。
- 各役員・評議員の親族・特殊関係者は、評議員就任を禁じる。
- 学内関係者の割合に上限を課し、段階的に引き下げる。監視局面では理事兼務者の議決権の除斥を求め、人材確保を見極めつつ兼務禁止に取り組む。
- 理事による評議員の選解任は、認めないこととする。
- 評議員の選任方法や属性、構成割合の状況に関する考え方の説明・公表をガバナンス・コードに盛り込む。
- 解任の訴えの仕組みを整備し、大臣の解任勧告の対象に評議員を加える。
- 評議員の善管注意義務は現在も解釈上あり、特別の義務を一律に定めない。

評議員会の運営

- 理事会が議題・議案を招集前に定めることとする。
- 議決事項について評議員による招集請求や議題・議案提案を可能とする。
- 評議員会の議事録作成を義務化する。
- 評議員会以外の場も含む情報提供や意見交換など、新たな相互関係を踏まえた建設的な対話の推進をガバナンス・コードに盛り込む。

理事会・監事の職務等

- 理事長の選定・解職は、理事会が行うこととする。
- 理事長像の策定、学外者を含む指名委員会の活用など、理事長選定プロセスの透明化の工夫、理事会全体の実効性評価をガバナンス・コードに盛り込む。
- 業務執行理事の位置付けと決定手続を定め、理事長・業務執行理事に理事会への一定期間ごとの報告義務を課す。理事会の議事録作成を義務化する。
- 外部役員の外部独立性は、見直し後の公益法人制度や人材確保の実態等も踏まえ、将来的に強化する方向で検討する。
- 監事の選解任は、評議員会が行うこととする。
- 各理事の親族・特殊関係者は、監事就任を禁じる。
- 監事の任期は、理事と同等以上とする。監事の選解任議案について、辞任・解任監事を含め、監事の意見確認を求める。
- 理事会の招集通知の対象に監事を加え、議事録を監事も確認することとする。

監査体制、ガバナンスの自律性等

- 法人規模等に応じ、会計監査の義務付けの検討、内部統制システムの整備の義務付けを行う。内部通報の体制整備をガバナンス・コードに盛り込む。
- 法人のガバナンスに関する情報（評議員の構成、理事の選任方針など）を事業報告書の開示事項に定める。ガバナンス・コードは、遵守状況の公表を推進するとともに、早期にコンプライ・オア・エクスプレイン方式への移行を目指す。
- 組織に関する訴えの出訴期間、当事者適格等を整備する。
- 特別背任、目的外投機取引、贈収賄、不正認可取得の罰則を導入する。
- 「寄附行為」の用語は分かりやすい用語にするよう改めて検討する。
- 見直し後の公益法人制度も踏まえ、残余財産に対する所轄庁の関与を検討する。9

「学校法人ガバナンス改革会議」について

1. 趣旨

- ・「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和3年6月18日閣議決定）に基づいて、公益法人として各種免税等税制上の優遇を受けることにより、国民から隠れた補助金（tax expenditure）を享受する学校法人制度について、社会福祉法人制度改革、公益社団・財団法人制度の改革を踏まえ、それらと同等のガバナンス機能が確実に発揮できる制度改正のため、文部科学大臣直属の会議として文部科学事務次官決定により外部有識者で構成される会議を新たに設置し、学校法人ガバナンス改革案を策定する。検討結果は、他の審議会等を経ずに直接大臣に報告する。

○経済財政運営と改革の基本方針 2021（抄）（令和3年6月18日閣議決定）

手厚い税制優遇を受ける公益法人としての学校法人に相応しいガバナンスの抜本改革（注）につき、年内に結論を得、法制化を行う。

（注）経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年6月21日閣議決定）等を踏まえた社会福祉法人や公益法人と同等のガバナンス機能を発揮するためのガバナンス改革。

○経済財政運営と改革の基本方針 2019（抄）（令和元年6月21日閣議決定）

新公益法人制度の発足から10年が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの在り方等について必要な検討を行う。公益法人としての学校法人制度についても、社会福祉法人制度改革や公益社団・財団法人制度の改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改正のため、速やかに検討を行う。

2. 会議構成

- ・社会福祉法人制度、公益社団・財団法人制度と同等のガバナンス機能が発揮できる学校法人の制度改正の検討が適切になされるよう、現役の学校法人理事長等は入れないこととし、専ら外部有識者を登用する。ただし、現役の学校法人関係者からは十分ヒアリングを行うとともに、学校法人理事長経験者を構成員とすることは排除しない。

3. 検討の進め方

- ・国民の税金を「隠れた補助金」に使うに相応しい透明かつ説明責任を果たせる確固たる法人ガバナンスのあり方は、あらゆる公益法人に共通のものであることをまず踏まえ、学校法人制度の改正とその運用の詳細について、検討を行う。
- ・学校法人関係者の意見も徴収するため、関係団体からのヒアリングを実施する。
- ・政策立案プロセスの透明性を確保するため、本会議は公開での開催とする。

4. 制度改正に向けたスケジュール

令和3年内 本会議の審議とりまとめ

条文化作業

※内閣府における公益認定法人制度の見直しに係る法改正の成案を踏まえて条文化を行う。

令和4年春 国会提出

【構成員】

座長 増田 宏一	日本公認会計士協会相談役
安西 祐一郎	独立行政法人日本学術振興会顧問、学術情報分析センター所長
石井 尚子	桜通り法律事務所弁護士
岡田 譲治	公益社団法人日本監査役協会最高顧問
久保利 英明	日比谷パーク法律事務所代表弁護士
酒井 邦彦	TMI 総合法律事務所顧問弁護士
戸張 実	日本公認会計士協会常務理事、戸張会計事務所所長
西村 万里子	明治学院大学法学部教授
野村 修也	中央大学法科大学院教授
八田 進二	大原大学院大学教授
松本 美奈	ジャーナリスト、一般社団法人Qラボ代表理事
本山 和夫	学校法人東京理科大学会長